平成２９年（フ）第２４０号
和歌山県岩出市水栖496番地（110号）
債務者　井原　美香
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４１号
和歌山県岩出市水栖496番地（110号）
債務者　井原　菜摘
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４２号
和歌山県岩出市岡田６番地の１（Ｂ―102号）、前住所和歌山県岩出市西国分515番地の２（603号）
債務者　宇都　　正
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４４号
和歌山県海南市岡田281番地１　ハイツグランデ202号、前住所和歌山県海南市岡田1233番地18
債務者　成田　和沙（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６４号
名古屋市天白区中平３丁目1601番地　サンパーク中平101号、従前の住所愛知県みよし市三好町上ケ池５－１　ロアジール上ケ池806
債務者　才津　真樹（旧姓松原・小村）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０７号
名古屋市東区出来町１丁目４番３号　市営新出来荘502号
債務者　児山　富子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６２１号
札幌市豊平区中の島１条10丁目11番22―113号
債務者　奥山　洋一
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６７５号
北海道千歳市寿２丁目１番５号　ホワイトハウス葵205号
債務者　廣井　信二
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６９２号
札幌市白石区菊水２条１丁目７番14号　ノースランド菊水301号
債務者　若林　英宏
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０９号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目179番地10西側
債務者　吉田　恵美
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１４号
札幌市西区発寒６条12丁目４番46号　小林のぶ子方、住民票上の住所札幌市東区東苗穂４条２丁目２番１―703号
債務者　二木　豊子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７２９号
北海道江別市大麻宮町６番地　Ｒ26―301
債務者　中野　正幸
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４９号
札幌市白石区菊水５条１丁目８番14―413号
債務者　坂田　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７５６号
札幌市西区山の手３条２丁目２番２－406号
債務者　赤座　孝弘
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６９号
札幌市白石区南郷通17丁目北８番１－201号
債務者　小林　裕隆
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８６号
群馬県安中市松井田町人見181番地15、前住所群馬県高崎市飯塚町1275番地
債務者　金井美智子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４９２号
埼玉県所沢市大字山口693番地の７　サンロードハイム１－303
債務者　高谷　義美
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部